

承 繼

(3) 承継

① 提出書類

承継の原因 必要書類	個 人			法 人		
	相 続		事 業 の 全 部 譲 渡	合 併	分 割	事 業 の 全 部 譲 渡
	右記以外	二以上の相続人全員の同意により選任される場合				
砂利採取業承継届書 (様式第3)	○	○	○	○	○	○
砂利採取業者 事業譲渡証明書 (様式第4の2)			○		○	○
砂利採取業者 相続同意証明書 (様式第5)		○				
砂利採取業者 相続証明書 (様式第6)	○					
誓約書(承継者 に関するもの) (様式第3-2)	○	○	○	○	○	○
被承継者の 戸籍謄本	○	○				
承継者の 戸籍謄本	○	○				
承継者の 住民票	○	○	○			
承継者(合併後、 分割後)の定款 及び登記事項証明書				○	○	○
そ の 他	相続を証明する書面		全部譲渡を 証明する書 面(譲渡契 約書等)	合併を証 明する書 面	分割を証 明する書 面	全部譲渡を 証明する書 面(譲渡契 約書等)

* 登記事項証明書、住民票は原則として申請日以前3ヶ月以内に発行されたものであること。

* 様式に「ふりがな欄」がある箇所については、必ず記載すること。

②提出先

奈良県 水循環・森林・景観環境部 景観・自然環境課

③提出部数

正1部、副1部の計2部

④ 業務主任者、及び法人にあってはその業務を行う役員に変更がある場合は、登録事項変更届書も同時に提出すること。

⑤ 承継届が受理されれば、登録簿を変更した旨を届出者に文書で通知する。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取業承継届書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

(ふりがな)
氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名
(ふりがな)

砂利採取法第8条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	(ふりがな) 氏名または名称	
	法人にあっては、 その代表者の氏名 (ふりがな)	
	住 所	
	法第3条の登録 を受けた年月日 及び登録番号	
	事務所の名称 及び所在地	
	業務主任者の氏名 (ふりがな)	
承継者に 関する事項	登録年月日及び 登録番号	
	事務所の名称 及び所在地	
	業務主任者の氏名 (ふりがな)	

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取業者事業譲渡証明書

年 月 日

奈良県知事 殿

譲り渡した者 ^(ふりがな)氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名 ^(ふりがな)
住 所

譲り受けた者 ^(ふりがな)氏名又は名称及び
法人にあっては、
その代表者の氏名 ^(ふりがな)
住 所

次のとおり砂利採取業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号

2 譲渡しの年月日

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取業者相続同意証明書

年 月 日

奈良県知事 殿

証明者住所

(ふりがな)
氏 名

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏^(ふりがな)名及び住所
- 2 登録年月日
- 3 登録番号
- 4 砂利採取業者の地位を承継するものとしての選定された者の氏^(ふりがな)名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 証明者氏^(ふりがな)名の項は、砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記載すること。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取業者相続証明書

年 月 日

奈良県知事 殿

証明者住所

(ふりがな)
氏 名

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏^(ふりがな)名及び住所
- 2 登録年月日
- 3 登録番号
- 4 砂利採取業者の地位を承継した者の氏^(ふりがな)名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 証明者は、2人以上とすること。

誓約書 (承継者)

私は、砂利採取法第6条に規定されている、下記の登録拒否要件に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

奈良県知事 殿

〒

住 所

承継者氏名

記

- ① 砂利採取法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 砂利採取法第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ③ 砂利採取業者であって法人であるものが、砂利採取法第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行なう役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑤ 法人であって、その業務を行なう役員のうち前各号のいずれかに該当する者がある者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員等がその事業活動を支配する者

(備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。